

平成 27 年度 帯広市工事入札制度の変更点

1. 一般競争入札の拡大と事後審査方式の導入

透明性・公平性の高い入札を実施するため、一般競争入札の適用拡大と資格審査方法の見直しを行う。

(1) 一般競争入札の拡大

一般競争入札の適用範囲を以下のとおり拡大する。(現行金額の 1/2)

(変更前) (変更後)

(工事) 設計金額 1,000 万円以上 ⇒ 設計金額 500 万円以上

(委託) 設計金額 500 万円以上 ⇒ 設計金額 250 万円以上

(2) 事後審査方式の導入

入札参加希望者は期日までに入札書及び申請書類を市に提出し、市は最低価格を入札した業者の申請書類のみを審査して落札者を決定する「事後審査方式」を導入する。

2. 品確法等改正に伴う対応

平成 26 年 6 月、インフラの品質確保と担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）等が改正されたことを踏まえ、以下の改正を行う。

(1) 最低制限価格制度の適用範囲の拡大

現在、設計金額 500 万円以上の工事等に適用している最低制限価格を、すべての入札(工事は 130 万円超、委託は 50 万円超)に適用する。

(2) 入札内訳書の提出範囲の拡大（法定事項）

現在、設計金額 2,500 万円以上の場合に提出させている入札内訳書を、設計金額 130 万円以上のすべての工事入札において提出を義務付ける。

(3) 施工体制台帳の提出範囲の拡大（法定事項）

現在、下請契約金額の総額が 3,000 万円以上の場合に提出させている施工体制台帳を、すべての工事において提出を義務付ける。

3. 主任技術者兼任基準の制定

公共工事の急増による技術者不足に対応するため、請負金額が 2,500 万円（建築一式は 5,000 万円）以上の工事について、以下の条件を全て満たす場合に、主任技術者の兼任を認める。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要すること。
- ② 工事現場の相互の間隔が 10 k m 程度の近接した場所であること。

4. 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日 施行